

平成25年第1回定例会

総務民生常任委員会  
会議録 ②

期日：平成25年3月11日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室



# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時 平成25年3月11日（月曜日） 午前10時00分～午後2時04分

---

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

## 出席委員（7人）

2番 佐藤文子      10番 富岡喜芳      15番 渡邊秀俊  
16番 高橋敏英      22番 本間輝男      25番 橋村誠  
30番 鎌田正

---

## 欠席委員（0人）

---

## 説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	議会事務局長：佐々木誠治
総務部次長兼防災管理監：郡山茂樹	総務課長：伊藤義之
総務部次長兼財政課長：佐藤芳彦	会計管理者：柴田敬史
総務部次長兼税務課長：佐藤哲男	秘書課長：富樫公誠
契約検査課長：久保江信晴	管財課長：舩屋博之
協和支所長：武田春樹	総合防災課長：進藤久
市民部長：山谷勝志	
市民部次長兼国保年金課長：小野地淳司	環境交通安全課長：平寛二
市民課長：佐々木恭子	消費生活相談室長：西村とも子

---

## 議会事務局職員出席者

次長 竹内徳幸

---

## 審議案件

- 第1 議案第65号 平成25年度大仙市内小友財産区特別会計予算  
第2 議案第66号 平成25年度大仙市大川西根財産区特別会計予算

- 第3 議案第67号 平成25年度大仙市荒川財産区特別会計予算
- 第4 議案第68号 平成25年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
- 第5 議案第69号 平成25年度大仙市船岡財産区特別会計予算
- 第6 議案第70号 平成25年度大仙市淀川財産区特別会計予算
- 第7 議案第15号 大仙市協和環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第31号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について
- 第9 議案第41号 平成24年度大仙市一般会計補正予算(第10号)
- 第10 議案第42号 平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第52号 平成25年度大仙市一般会計予算
- 第12 議案第53号 平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
- 第13 議案第54号 平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 閉会中の継続審査(調査)の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開議

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。8日に引き続き、これより、総務民生常任委員会を開催いたします。

本日は、はじめに、保留しておりました財産区特別会計予算の審査を行い、続いて市民部の審査、その後に総務部と市民部の両部に係わる補正及び当初予算についての討論及び採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは、はじめに議案第65号、「平成25年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第70号、「平成25年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件を一括して再び議題といたします。

保留していた8日の質疑に対する当局の答弁を求めます。舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） おはようございます。先日の委員会では、説明不足で申し訳ございませんでした。今日は財産区関係の資料を作成いたしましたので、若干説明させていただきます。A4判で説明いたします。四つほどありますけれども、財産区とは町村の一部に財産を有するものであること、もしくは公の施設を設けているものというような規定が地方自治法にあります。そして財産区は、特別地方公共団体であるということでございます。さらに財産区は法人であるということがそれぞれ地方自治法上で記載してございます。次ですけれども、ご質問等ございました財産区の構成員についてですけれども、確認しましたところ、当該市町村の住民のうち、財産区の区域内に住所を有する全ての住民が財産区の構成員になるということでもございました。ただし、選挙権とか被選挙権、財産区議会を設置している場合でございますが、選挙権とか被選挙権については、それぞれの財産区議会におきまして条例に規定することとなっておりますので、構成員全員が必ずしも選挙権、被選挙権を有するということは、さまざまなものがあるということでもございました。

それから次の、財産区の補助金支出についてであります。昭和35年に行政実例がございまして、あくまでも財産区財産の管理上必要な限度を超えなければ補助金を支出することができるというふうに規定がございました。それで基本的には、補助金については支給はできるということでもございます。ただし、必要な限度を超えるとだめだというような解釈でございました。確認の意味で財産区の権能というもので次にありますけれども、財産区の権能については財産区の財産の、公の施設、あくまでも管理、処分、

廃止することということでございました。管理処分についてはごらんのとおりでございます。財産区の権能には、ごらんのとおり限界がありますので、例えば財産区の区域内で公益事業の実施を希望し、その経費を財産区が負担したいという場合などには、要望を付しまして、市町村予算に繰り入れまして、市町村が事業主体となるように実施することになります。もう一つの資料についてはもう少し詳しく書いた資料ですので、参考までにご覧になっていただきたいと思います。以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 管財課長、まず資料として求めればこのとおりだし、わかりました。それでだ、予算執行に関し、補助金の持ち方としては、補助はできると言うけれども、一回は一般会計に繰り入れして、そこから補助金として出していくのが本来一番やりやすいなと思ったりして、私は思っているんだけど、そういう感覚はいかがですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 今の本間議員からのご質問であります、当然事業という、先ほどの財産の管理上必要な限度を超えないでやる補助金は直接出すことができますけれども、例えば住民の福祉増進するための補助金などは通常の事業というふうな捉え方をします、やはり、一般会計に一回繰り出しして、それで支出するというのが原則でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今言ったとおり、協和地区の小中学校の統合のときに、財産区から直接支出行為をするというよりも、やっぱり一般会計に一回入れてそこから事業としてきちんともった方がいいという感じを私は持っていますので、できる限りそのような方向で進めていただければ大変ありがたいと思っています。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あの財産区、これはこのとおりだと思うんだけど、これは特別地方公共団体とするという中で、地縁団体という名前の中の財産区もあるんしべ。地縁という言葉で管理している団体もあるんしべ。これはどこさあるもんだ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） あの地縁団体は、基本的には部落であったり、旧町内であったりということで、届出をしていただいて、法人格を持たせていただいております。一般

のいわゆるその、地方公共団体ではありません。普通の民間の法人ということになります。ですから当然、財産があればまあ建物であったり土地であったり、共有地があったりすれば、その部分については、当然、課税されるということになります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうすれば、実際に地縁という団体、大仙市でなんぼぐらいあるものだけ。わからねげ。特殊な質問で悪いな。

○総務部長（元吉峯夫） すみません。企画部総合政策課の方で把握しておりますので、後ほど一覧があると思いますので。

○委員（鎌田正） その地縁団体という中での、いわゆる財産区、あるんしべ。わかられかな。

○総務部長（元吉峯夫） 地縁団体が所有しているのはあくまでも財産ということですが、財産区ということでは無いです。例えば良くあるケースは、旧町村の財産区だったものを、その地域のいわゆる部落有とか町内会有に直すことなんですけれども、新しい町村に引き継がない場合ですね、その時は、その部落会とか、町内会が財産を持つことが出来ませんので、地縁団体という法人格を取得していただいてから、その財産を所有するということになります。あの、昔であればそういう制度はありませんでしたので、例えば、誰それ、山田太郎ほか三百何人とかの共有というふうにしておりましたけれども、そうすると非常にその相続関係で財産の管理上、非常に難しくなるということで、そういうことでいわゆる、その地縁団体という制度が地方自治法上できたことです。ですから地方自治法上で与えられた法人格、あくまでも民間の法人、という形です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） せっかく協和の支所長がお出でなのでちょっとお聞きしますが、協和地域では財産区でかなりの基金を持つという状況の中で、財産区そのものは、このままで行くという考え方で良いんしか。それとも何らかの形で将来的にはどうしようかという考え方は内部的にあるものんだかどうか。参考意見として。

○委員長（渡邊秀俊） はい、協和支所長。

○協和支所長（武田春樹） ただ今のご質問にお答えいたしますけれども、実は大仙市に合併する時点で、協和地域には旧村ごとに財産区を持っておりまして、その統合について調べてみたんですが、これは単なる統合は出来ないということで、法的に、財産を全て処分してからで無いと出来ないということで、調べた結果、出来ないということで、

大仙市に引き継いでいただいで現在に来ているところですがけれども、その後、一切、その協議はしておりませんので、今のところはこのまま、継続して行くより、方法が無いのではないかと考えていますし、上層部とも、この件については、現在は協議を一切委、行っておりません。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 別に大仙市して（聞き取り不可能） ようなことでもありませんので、別にどうのこうのと申し上げるつもりはありませんけれども、いずれにして、基金としてはどんどん積み上がって行くような状況になると思うんだけど、やっぱり活動そのものが、停滞する中で、やはり法律は法律としても、何らかの方法を考える時期なのかなと、私なりの考え方でおりましたが、協和は協和の事情もありますので、それ以上、申し上げませんので終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本6件は原案のとおり可決すべきものと決しました。担当課入れ替えのため、暫時休憩いたします。

総務部長・管財課長退席（午前10時12分休憩）

---

（午前10時17分 再開）

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、市民部の審査を行います。山谷市民部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。本日は総務部に引き続きまして、市民部関係につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。今次定例会に上程しており、市民部の案件につきましては、条例改正案1件、規約の一部変更の訂正1件、補正予算案2件、平成25年度一般会計当初予算と国民健康保険、それから後期高齢者医療



特別会計当初予算２件でございます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます

なお、１２月定例会の常任委員会でもご説明いたしました但、計画の見直し時期となっております「一般廃棄物処理基本計画」につきましては、２月２２日に「廃棄物減量等推進会議」を開催いたしまして、最終案につきましては審議の上、答申を頂いたところであります。

また、第２期の大仙市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)につきましては、２月２１日に国保運営協議会を開催いたしまして、ご承認を賜りましたので、本日、委員会審査終了後に、審議会等での検討内容と見直しの項目等につきまして説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、この場をお借りいたしまして１２月定例会の常任委員会で賜りましたご意見ご要望に対しましての回答をさせていただきたいと思ひます。

はじめに、鎌田正委員と佐藤文字委員から指摘を受けました「大仙市協和環境保全基金」の用途についてでございますが、県が協和地域に設置しております環境保全センターの施設設備と運営を円滑に推進するために、センター周辺地域住民の福祉、生活環境及び教養文化の向上、並びに地域経済の発展を目指した事業などに交付金を交付しているものであり、地域を限定した交付金でありますことをご理解願ひたいと思ひます。このことから、宮崎市との中学生の青少年交流事業費にも充当しているものでございます。また、ご意見をいただきました、他地域で青少年交流事業を実施する場合の予算対応につきましては、一般財源で対応することで財政課と協議済みでございます。

なお、この後、環境保全基金条例の改正案について上程しておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、鎌田正委員と高橋敏英委員からご意見を賜りました、広域防災拠点を目指すユメリアにつきましては、武田隆議員の一般質問でも答弁がありましたように、県内を主体とした大規模災害時、特に、沿岸部におけます津波災害時に県及び横手市と連携いたしまして後方支援として対応するための広域防災拠点を目指すものであり、水害時ということではないことをご理解願ひたいと思ひます。ただ、ユメリアへの進入道路の平成１５年８月と２２年８月の二度に渡る崩落につきましては、平成２２年の災害時に、災害査定官の助言により、法面全体をコンクリート造りとし、水抜き排水管を整備いた

しまして、更にアンカーボルトにより強制的にコンクリートを押さえ込む構造としておりまして、強固な構造で修復していることを確認しております。

また、排水路等の改修事業につきましては、雪消えを待って建設部及び支所と現場確認の上、検討してまいる予定でございます。

なお、平成14年8月の集中豪雨により、ユメリア裏の法面が崩落した件に関しましては、本年1月8日に、崩落当時の調査を実施しております自然科学調査事務所から意見を伺ったところ、当時の工事施行状況は応急的なものではなく、恒久的な安全数値としての「地すべり安全率1.2」を確保しているとのことでございます。ただし、水抜き排水管につきましては年数も経っており、管の目詰まりが起きている可能性も考えられることから、これにつきましても雪消えを待って、詳細な調査を実施することとしております。

なお、地元住民への皆様への説明責任に関しましては、本年1月20日に開催されました「西仙北地域協議会」において、お時間を頂いて説明をさせていただいておりますが、引き続き地元の皆様からご理解を頂きますよう、対応して参りますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を含めまして開会に当たりましての挨拶とさせていただきますが、今次定例会上程案件につきましては、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

---

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。皆さん、報告に関してはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は、条例案や補正予算に加え、25年度の当初予算もあり、内容も多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心に簡潔にさせていただき、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、よろしくお願い致します。なお、説明は、座ったままで結構です。

---

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、議案第15号「大仙市協和環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは議案第15号であります。大仙市協和環境保全基金については、秋田県環境保全センターの整備協力に係る交付金を原資としまして、地域住民が快適で文化的な生活を送るための環境整備事業として、福祉、生活環境整備、教養文化及び地域活性化に関する事業に限定しております。この度、地元の千着地区において、懸案となっている保全センターの川下に位置する農業用取水施設の移設など、基金の設置趣旨に照らし、市長が必要と認めるほかの事業についても基金を充てること出来るよう、その処分要件を緩和するものでございます。条例の改正部分は第6条関係で（5）として、その他、市長が設置趣旨に基づき、必要と認める事業の財源に充てることを追加するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第31号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第31号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について、をご説明いたします。

議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、平成24年第2回大仙市議会定例会において議案第127号で議決を経た秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正をお願いするもので、平成24年7月9日以後の外国人の管理については住民基本台帳により管理されることとなり、それに伴い広域連合の経費の支弁について変更し、施行期日を「秋田県知事の許可のあった日から施行する」としておりましたが、地方自治法第291条の3第3項が適用条項となることが判明したため、「秋田県知事に届け出をした日から施行する」に訂正する必要が生じたことから、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正についてお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、秋田県後期高齢者広域連合関係のすべての市町村の協議により定めることとなっておりますので、本件がすでに議会の議決を経たものであることから、当該変更を規約の施行期日に関する規定を訂正することについて、改めて議会の議決をお願いするものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 教えてください。この訂正については、大仙市がこの地方自治法の適用条文の誤りがあったということの、判明したというのは、大仙市だけなんですか。大仙市だけの問題なんですか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、小野地国保年金課長。
- 国保年金課長（小野地淳司） この瑕疵ということになるかと思いますが、いずれ広域連合の方に各市町村が全て議会の議決を得たもので承諾していただくという手順になっております。最初の出だしの段階で、広域連合から各25市町村に示されるわけですが、その段階で、いわゆる許可が必要だということでの提案だったわけですが、実際は、これは届け出をした日で済むんだということがわかったということでありまして、ですので、広域連合から各市町村に文書が流れて参りまして、いずれ、秋田県知事の許可のあった日ということ各市町村の議決を得るようという指示があったわけですが、それが自治法の誤りでございまして、それが届け出をした日でよかったということで、全ての25市町村の議会でこれを誤った形で議決を得てしまったということで、今回、各市町村、3月定例議会におきまして、これを、一部変更をお願いしたいということの提案になっております。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうすれば、県内全ての市町村でこの誤りのあれを、広域連合の上の方から提出されたものによって誤ったということで、そう理解してよろしいですね。

○国保年金課長（小野地淳司） はい。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、同意すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」のうち、市民部関係について、を議題といたします。

所管する補正予算について、説明をお願いします。はじめに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは平成24年度大仙市一般会計補正予算のうち、市民部・環境交通安全課所管の歳出内容についてご説明申し上げます。なお、特定財源については、歳出の中で説明させていただきます。補正予算書は21ページをお開き願います。

事業説明書については、本日お配りしたお手元でございます。大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金であります。これにつきましては477万1千円を減額し、補正後の予算現額を3,513万4千円とするものであり、これは事業費の確定に伴うものでございます。事業の概要につきましては、説明書の中に記載中であります。減額の総額は489万2千円ありますが、このうち大仙市分477万1千円を減額するものでございます。特定財源につきましては、市債であります広域斎場整備事業債420万円、一般財源を57万1千円を減額とするものです。

次に91事業、環境保全基金積立金につきましては、7万7千円を増額し、補正後の予算現額を2,307万7千円とするものでございます。積み立て後の基金現在高は、1億7,368万4,509円となります。特定財源については預金利子7万7千円でございます。

次に主な事業説明書については、従前配っております11ページをお開きいただきます。

4.1.8.22事業、家庭用LED照明購入補助事業費につきましては、LED照明の買い換えを推奨することにより、二酸化炭素削減による地球温暖化防止に貢献するとともに、市民の省エネ・節電意識の向上を目指すものでありますが、1,009万3千円を補正し、補正後の予算現額を2,209万3千円とするものです。これは、本助成金について、申請件数が当初の想定を上回り、当初予算額を超えたため、補正を行うものでございます。なお、1月末で既に1,402万5千円で、2、3月を含み、総申請件数を1,158件、総額2,209万3千円と見込み、補正するものです。

以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは、議案第41号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち、国保年金課所管分について、ご説明申し上げます。

補正予算書の方の20ページであります。3款民生費1項1目社会福祉総務費90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金は3,803万3千円の減額補正をお願いするもので、内訳として平成24年度精算見込みにより、国保税軽減に伴います保険基盤安定分の確定による補正、479万7千円の繰出金の減額と、出産育児一時金280万円の減額、財政安定化支援分として3,043万6千円の減額としております。なお、歳入財源として保険基盤安定分が国県あわせまして、359万7千円を減額しております。

続いて次の21ページでございますが、4款1項14目50事業、後期高齢者医療費等負担金100万6千円の減額補正で、これは内訳は広域連合の人件費等の事務費など、共通経費の精算に伴う減額でございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にいきます。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第42号「平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第42号、平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の31ページをお開き頂きたいと思います。今回の補正でございますが、平成24年度国保事業の精算見込みによる補正でございます。退職療養給付費の決算見込みによる減額、それから保険財政共同安定化事業拠出金の確定による増額が主な内容であり、歳入歳出それぞれ1,866万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6,012万8千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、37ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入の3款1項1目、療養給付費等負担金につきましては、過年度分が精算されたことから、2,387万1千円を減額するものであります。同じく3款1項2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、24年度確定交付見込額により78万9千円の減額補正額を計上いたしております。同じく2項1目財政調整交付金は普通調整交付金が減額となる見込みから、663万9千円の減額。

次に4款1項1目、療養給付費交付金3,830万5千円は前前年度の交付金の精算による増額分の補正でございます。それから6款1項1目、高額医療費共同事業負担金の補正につきましては、県におきましても国と同様に24年度確定見込額78万9千円の減額補正を計上したものであります。

次のページ、2目の都道府県財政調整交付金も24年度確定見込額631万5千円の減額となるものであります。

次の7款1項1目、高額医療費共同事業交付金は80万円を超える高額な医療費の支出が見込みより増額となっていることから、4,403万6千円を補正するものでございます。

次の同じく 2 目の保険財政共同安定化事業交付金は 3 0 万円以上の高額分につきましては、見込みより減となっていることから、2, 4 7 1 万 3 千円を減額するものでございます。

続いて 8 款の財産収入、1 3 万 9 千円の補正につきましては、財政調整基金の預金利子の補正でございます。

それから 9 款 2 項 1 目、一般会計繰入金の補正につきましては、2 4 年度国保税軽減に伴います保険基盤安定分の確定による補正、4 7 9 万 7 千円の繰出金の減額と、出産育児一時金 2 8 0 万円の減額、それに財政安定化支援の繰入金 3, 0 4 3 万 6 千円の減額をあわせまして 3, 8 0 3 万 3 千円の一般会計繰入金の減額補正をお願いするものであります。

続いて、次の 4 0 ページになりますが、歳出になります。

2 款 1 項 1 目 5 0 事業、一般被保険者療養給付費、次の 2 目 5 0 事業、一般被保険者療養費につきましては財源振り替えとしております。

それから 2 款 2 項 1 目 5 0 事業、退職被保険者等療養給付費 4, 6 2 6 万 8 千円の減額は、当初見込んだ退職被保険者数よりも約 3 8 0 人ほど減少し推移していることから、療養給付費を減額するものであります。

次の 2 目 5 0 事業、退職被保険者等療養費 4 項 1 目 5 0 事業、一般被保険者高額療養費、5 項 1 目 5 0 事業、退職被保険者等高額療養費、それから 6 項 1 目 5 0 事業、一般被保険者高額介護合算療養費につきましては財源振替というふうになっております。

続いて 8 項 1 目 5 0 事業、出産育児一時金 4 2 0 万円の減額補正につきましては、当初 8 0 件と見込んでおりましたが、最終的には 7 0 件ぐらいと見込みまして、今回減額するものでございます。

次の 4 1 ページ、3 款 1 項 1 目 5 0 事業、後期高齢者支援金、次の 4 2 ページ 6 款 1 項 1 目 1 事業、介護納付金につきましては財源振替としております。次の 4 3 ページ、7 款 1 項 1 目 5 0 事業、高額医療費拠出金 3 1 5 万 8 千円の減額補正につきましては、2 4 年度確定見込額によるものでございます。

同じく 3 目 1 事業、保険財政共同安定化事業拠出金 3, 8 0 4 万 5 千円の補正につきましても、2 4 年度確定見込額によるものであります。

次の 4 4 ページ、8 款 1 項 1 目 5 0 事業、特定健康診査事業につきましては、当初特定健康診査受診者を 8, 4 0 0 人と見込んでおりましたが、実績見込みで約 6, 9 0 0



人程度の見込みとなっておりますので、1,081万3千円の減額補正をお願いするものであります。

次のページ、11款1項1目、財政調整基金積立金、772万5千円の補正でございますが、財政調整基金で生じた預金利子13万9千円とそれから決算見込みによる財源振替等によりまして増額になった財源についての758万6千円を財政調整基金へ積立するものでございます。

46ページの12款予備費につきましては財源振替としております。

以上事業勘定でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第52号、「平成25年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。なお、質疑は各課ごとに行いますので併せてよろしくお願いいたします。

はじめに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは議案第52号、平成25年度大仙市一般会計予算のうち、環境交通安全課所管にかかる歳出の内容についてご説明申し上げます。なお、特定財源につきましては、歳出の中で説明させていただきます。また関係資料につきましては、総務民生常任委員会平成25年度当初予算概要の1ページから、3ページをご覧いただくとともに、事業説明書も合わせてご覧いただきます。

それでは、2款1項5目10事業、交通安全対策費であります。事業説明書は3-1ページであります。

交通安全推進活動費は、2,160万1千円であります。内容は、交通指導隊報酬1,435万9千円ほか、需用費の中では、各種交通安全キャンペーン用品、各種啓蒙ポスター、バッジ、交通安全啓発看板、のぼり旗等購入費であります。また新たに備品購入費といたしまして、223万8千円につきましては、自転車シミュレーター125万8千円、それから交通安全トライアスロン98万円の購入費であります。交通安全トライアスロンは、歩行者、自転車、自動車の3種類の体験の中から、体験者が危険を予測することにより、交通事故の減少を目指すもので、市内企業が独自に研究開発しており、これを製品化したものであります。この機器の活用によりまして、交通事故をなくすことを目指すとともに、合わせて市内企業の全国展開を後押しするものであります。

特定財源につきましては、交通災害等加入推進交付金57万7千円であります。

次に事業説明書は3-2ページをお願いいたします。

60事業、交通安全対策費補助金132万円につきましては、大仙市交通安全母の会56万円、それから交通安全会補助金76万円でございます。

事業説明書3-3ページをお願いいたします。

70事業、交通安全推進集経費については38万8千円あります。これは10月24日に仙北地域で開催する経費であり、交通安全パレードと推進集会を開催するものであります。

事業説明書3-4ページをお願いいたします。3款1項1目13事業、防犯対策関係経費518万円につきましては、防犯指導隊員50名分の報酬3,13万4千円、需用費消耗品費については、今年度、防犯指導隊用の外套が144万1千円ほか、公用車用のマグネットが老朽化しており、これを220枚購入するものであり、この費用が33万1千円ほか、キャンペーン啓発物品、事務用品等となっております。

事業説明書3-5ページをお願いいたします。14事業、安全・安心まちづくり事業費は30万6千円で、これは大仙市安全・安心まちづくり条例の趣旨を広く市民に周知することを目標とするものであり、第5回大仙市安全・安心まちづくり推進大会を7月30日に開催するものでございます。

事業説明書は3－8ページをお願いいたします。11事業、自主防除事業費は144万8千円で、快適で住みよい環境づくりのため、市民や衛生組織活動を通じ、防疫薬剤を配布する経費であります。

事業説明書3－9ページをお願いいたします。12事業、公害対策費は156万2千円で、公害防止対策のため、河川水質検査、自動車騒音測定、酸性雨測定、臭気測定、自動車騒音常時監視業務などを行い、市域の生態系の保持と市民の良好な生活環境を保全するものでございます。特定財源は衛生公害関係移譲事務交付金89万4千円でございます。

事業説明書3－10ページをお願いいたします。13事業、環境学習推進費は103万5千円で、地球温暖化問題に対する意識啓発を図るため、行政と住民が一体となり環境学習を実施することにより、市民一人ひとりが環境に配慮した生活様式を身につけることを目指すものであります。中身は子どもエコチャレンジ、環境家族宣言、ワンディエコチャレンジ、自然観察会などを実施する経費でございます。

事業説明書は3－11ページをお願いいたします。14事業、狂犬病予防対策費は58万2千円で、狂犬病予防法に基づき、犬の登録事務や予防注射済票の交付を行い、狂犬病を予防するとともに、犬の飼い方のマナー向上を図る経費でございます。主な経費につきましては、犬の登録等にかかる経費11万円、マナー向上に係る経費13万4千円、春、秋の巡回注射にかかる経費11万円、それから本年度から獣医師会に予防注射済票交付業務を委託することから、800匹分として22万円の委託料を置くものでございます。特定財源につきましては、狂犬病予防注射済証交付手数料58万2千円であります。

次に事業説明書3－12ページをお願いいたします。16事業、環境基本計画及び行動計画策定経費は466万6千円で、大仙市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、基本的な環境に対する指針を示すもので、初年度を平成21年度とする10年間の計画であります。これを見直しするとともに第2次環境行動計画を策定するものです。これには、年3回環境審議会を開催し、審議するとともに市議会に報告し、来年3月の策定を目指すものであります。

事業説明書は3－13ページをお願いいたします。91事業、環境保全基金積立金2,300万円は、秋田県環境保全センターからの交付金を協和地域の住民が快適な生活を

送るための環境施策に充てるため、積み立てするものであります。財源は環境保全センター交付金 2, 300 万円であります。

次に事業説明書は 3-14 ページをお願いいたします。8 目 10 事業、環境衛生事業費は 298 万円で市民が快適に暮らせる環境を維持するため、生活排水、騒音振動、除草など、環境全般に関する市民からの相談・苦情に対応するための経費と、全市一斉清掃デーに伴う経費等となっております。

次に 3-15 ページをお願いいたします。8 目 24 事業、公共施設再生可能エネルギー導入事業費は、2 億 2, 69 万 5 千円で市が所有する施設であって、耐震性を有する建物のうち、地域の防災拠点や災害時等に住民生活に不可欠な都市機能を維持する為に必要な施設において、再生可能エネルギー等の導入を進め、災害に強く環境負荷の小さい地域を作り上げることを目的とするものであります。25 年度はユメリアに太陽光発電・蓄電池システムと温泉排熱利用ヒートポンプを導入し、災害時に広域防災拠点としての機能をもたせるものであります。補助対象は、太陽光発電設備 11kw、蓄電池 15kw、排熱利用ヒートポンプ 101kw、工事費は 1 億 46 万 7 千円であり、補助対象外として自家発電機であります。104kw、1, 636 万 6 千円あります。また、学校に太陽光発電・蓄電池システムを導入し、停電時における通信機能維持等を図るもので、大曲南中学校は屋上設置、南外中学校については地上設置を行います。補助対象施設は、2 校とも太陽光発電設備 15kw、蓄電池 16kwh で、9, 433 万 3 千円、対象外では、各校 LED 照明器具設置 6 基、それからデータ表示装置分で、1, 352 万 9 千円としております。なお、この施設は、平常時も設備を活用し、光熱費等の削減につながるものであります。特定財源は公共施設再生可能エネルギー導入事業費補助金 1 億 9, 480 万円あります。

次に事業説明書は 3-16 ページをお願いいたします。11 事業、墓地公園整備事業費につきましては、1, 260 万 5 千円であり、墓地、埋葬等に関する法律により、個人が墓地を設置運営することは、原則認められていないことから、市民要望に基づいた公営墓地の充実を図るものです。25 年度は、大曲墓地公園の規制墓地 30 区画を増設するものであります。大曲墓地公園については、23 年度に 46 区画整備したものであります。現在、残数は 0 であります。このためこの度増設するものであります。市としては、平成 25 年度中に各地域の要望等を踏まえ、また、大曲中央斎場、西仙北の斎場の解体後も見据えながら、墓地整備について、検討したい考えであります。財源につ

きましては、墓地公園永代使用料 1, 259万8千円ほか併せて1, 260万5千円と  
なっております。

次に事業説明書は、3-17ページをお願いいたします。11事業、ごみ不法投棄防  
止関係費については、795万5千円の予算現額であります。これは不法投棄を未然  
に防止するとともに、不法投棄された廃棄物、投棄物については、原因者を究明し、早  
期撤去を実現することで、快適な環境づくりを推進するもので、不法投棄監視員報酬、  
不法投棄物処理、啓発などを行う経費であります。また、不法投棄されやすい場所に不  
法投棄防止監視カメラや不法投棄防止啓発看板を設置し、監視体制を強化して参ります。  
特定財源につきましては、一般廃棄物処理手数料495万5千円、環境保全基金繰入金  
300万円となっております。

事業説明書は3-18ページをお願いいたします。12事業、廃棄物処理管理経費に  
ついては、2,785万2千円であり、市内7カ所にある旧最終処分場の保守管理、水  
質検査などの経費であり、周辺地域の環境保全に努めるものであります。このうち、8  
44万円につきましては、大曲一般廃棄物最終処分場の色度除去施設凝集沈殿ユニット  
が平成6年3月の供用開始から19年が経過しており、腐食等が経年劣化していること  
から、これを補修するものであります。これは、24年度の設備診断により早期の修繕  
が必要なことが判明したものであります。このことにより、施設の延命化が図られるも  
のであります。

事業説明書は3-19ページをお願いいたします。13事業、ごみ収集関係費1億5,  
591万1千円につきましては、廃棄物処理法に基づき、市が収集義務のある家庭系ご  
みについて、計画収集を確実に円滑に行う経費であります。収集体制については、市  
内17業者に委託しており、可燃ごみが週2回、不燃ごみが月1回、資源ごみのびん・  
缶が月2回、ペットボトルが月1回、古紙類が月1回の収集となっております。また、  
25年度につきましては、火災事故の原因となっているライターを別に集めると、分別  
して回収することとしております。この排出方法につきましては、使い切ったライター  
及び商品名ではチャッカマンと申しておりますが、点火棒を透明なビニール袋に入れて、  
集積所番号、町内名、氏名を記入して燃やせないごみの日に出すと、こういうことにな  
っております。特定財源につきましては、一般廃棄物処理手数料5,157万円、そ  
れから資源物売り払い収入818万4千円等、併せて5,992万1千円となっておりま  
す。

事業説明書は、3-20ページをお願いいたします。14事業、廃棄物減量化対策費については、予算現額4,153万2千円であります。本事業は、次世代に豊かな環境を残していくために、市民、事業者、行政が協働し、これまでのライフスタイルの転換を図り、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進する経費であります。家庭系ごみにつきましては、平成20年度から減量化を目的に有料化したところですが、平成19年以降22年度までは着実に減量化が図られてきたところでありましたが、平成23年度は、対前年比で可燃ごみが0.2%減、不燃ごみが12.6%増と増加、粗大ごみを含むごみ排出量においても、対前年比で0.07%とわずかに増加に転じておるものでございます。

次に事業説明書は3-21ページをお願いいたします。15事業、粗大ごみ処理対策費は、353万6千円で、家庭から出る粗大ごみを計画的に収集し、快適な生活環境を維持するための経費であります。粗大ごみの収集につきましては、平成22年度から各地域で異なっておりました収集体制を高齢化社会が進行していることから、高齢者世帯に配慮した戸別収集を導入し、排出者責任の明確化と、負担の公平性の観点から、大曲地域と仙北地域で実施しておりました有料化制度を全市に拡大しております。このことにより、23年度は、事業系のものと合わせて55万5千トンと対前年比9.7%減となっております。特定財源は粗大ごみ処理手数料87万5千円であります。

事業説明書は、3-22ページをお願いいたします。19事業、NOレジ袋推進事業費につきましては、32万4千円で、ごみの減量化による地球温暖化対策の一環として、身近な生活の中で取り組みやすい買い物時のマイバッグを持参し、レジ袋の削減等を推進するものであります。特定財源につきましては、一般廃棄物処理手数料32万4千円であります。

次に事業説明書は、3-23ページをお願いいたします。20事業、災害廃棄物受入事業費につきましては、91万7千円で、これは、岩手県宮古市から受入する災害廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、災害廃棄物の広域処理を推進し、被災地の復旧・復興を支援する経費であります。具体的には、災害廃棄物受入に係る事務経費で、旅費が16万5千円、災害廃棄物受入に係る毎月広報に掲載してございますが、広報掲載費用が68万5千円、施設周辺自治会等説明時におけるお茶代が6万7千円となっております。

最後に事業説明書は、3-24ページをお願いいたします。61事業、ごみ集積所補助金につきましては、170万4千円であり、自治会等が実施するごみ集積所設置に要する費用の一部を助成するものであり、新設・建替の場合は2分の1限度額5万円、補修の場合は、3万円以上の事業費に対して事業費の2分の1限度額3万円を補助するものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。11時20分に再開いたします。

（午前11時06分 休憩）

---

（午前11時19分 再開）

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を開きます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 説明不足の箇所がございましたので、追加して、事業説明書の3-20ページをお開き願います。

廃棄物減量化対策費であります。今後行う新規事業であります。4つございまして、環境にやさしいまちづくり、ここでは講演会となっておりますけれども、正式には名称が確定いたしまして、シンポジウム環境にやさしいまちづくりとこういうことを7月4日に行います。それで中身につきましては、ただ今組立中でありまして、山科鳥類研究所の方から講師をお招きし、基調講演を行いました後に、不法投棄監視員であるとか、環境審議会委員であるとか、まあそれらの方々によりパネルディスカッションを行っていただくとともに、環境指定校になってございます大曲西中学校、南中学校等々の環境展などを併せて行うこととしてございます。開催日につきましては、7月4日を予定してございまして、既に場所、日にち等を定まっております、これに向けて準備してまいるといふ、こういうものでございます。

（2）番の廃棄物減量化PR標語、キャラクター募集事業につきましては、市内の小中学校を対象といたしまして、本議会終了後直ちに募集を開始して参ると、こういう構えでございます。なおこの表彰につきましては、7月4日の環境にやさしいまちづくりシンポジウム時に行うこととしております。

それから（3）番のこどもごみスクール事業でございますけれども、市内21中学校がございまして、ここに実際にパッカー車等を運んで行き、実際に収集に携わっている方々

を講師にしまして、ごみの減量と環境を守るということはどういうことなのかという角度で関心を持って貰う事業を想定して行うものでございます。3年間で21校を全て行いたいということで考えてございます。

それから(4)番目の雑紙リサイクル袋利用啓発事業でございます。これにつきましては、先般9月25日に行いましたごみのサンプリング調査を行ったところでございますけれども、この際、資源化できるごみが1割ほどございますので、これについてリサイクル袋、新聞紙で作ったリサイクル袋を活用しまして、資源化に努めようとするもので、25年度中に全戸配布を予定してございます。口で説明できない部分については、大変申し訳ございませんけれども、ただの紙袋でございますけれども、この中に例えばタバコをお吸いの方は、タバコの中の金紙、それから外側のプラスチック等を取っていただいたものを入れていただく、それからチョコレートの袋、ダンボールであるとか、まあテッシュペーパーの外側の袋であるとか、それを入れていただくとか、こういうふうに考えてございます。それで、これについては、6万6千枚を作って行くということでございまして、全戸に配る予定でございます。なお、この紙袋の作り方のマニュアルと、それから入れるべき資源ごみ、同じ紙でも例えばレジスターで打った、ああいうたぐいのごみとか、複写の紙とかそういうものは、資源化できませんので、そういうものは入れてはいけませんと、分別の仕方を記載した紙も合わせて配る予定でございます。

以上であります。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 平課長、歳入さしよ、818万4千円が上がっているんだけど、この歳入部分というのは、13事業なのか、14事業なのか、どちらだ。確認だ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これにつきましてはごみ収集関係費の方の歳入財源となっておりますけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） そうすれば13事業で、委託している業者から収集かけたものが813万円あるという解釈で良いんしな。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。



○環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、計画収集で行っている古紙、それから粗大鉄類、これは非常に額的に少ない訳ですけれども、この分を直接、古紙類については、契約している高德商店さん、それから粗大鉄類については県南プレスセンターの方に運んでいっておるわけで、それが直接市に資源物売り払い収入として入ってくると、そういうものでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、もう一つ、あの14事業の中のリサイクルというのは11.2%ということで、対18年度より1.6%増となっているんですけども、この再生化について、歳入としては起きていないのか、それとも確認の意味だぞ、広域市町村圏に入っているのか、クリーンセンターの経費の一部として入っているのか、ちょっと気になるんですけども、どちらですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ただ今のご指摘の点についてであります。

クリーンセンターの方の物については、例えば、計画収集の物以外に事業系及び市民から直接搬入された資源系可燃ごみ、それから例えばビン、缶、資源系不燃ごみ等がクリーンセンターに入っております。それにつきましては、大仙市分、美郷町分ということで、分けさせていただきます。

○委員（本間輝男） 因みにその大仙市分の額、わかる。

およそ、1千万とか、1千百万で良いし。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ここでは大仙市、美郷町合わせての数字で大変申し訳ないですけども、2,389万円ほどになってございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） それでだ課長。ごみの問題というのは大変重要な問題で、課長さんにも大変ご難儀かけているわけなんですけど、やっぱりこれ、リサイクルに関して、再資源化は我々、市当局もこれだけの資源サイクルで、これだけの収入を得ていますと、というようなことを市民の方々にきちんと公表すべき義務があるような気がしてならないわけしよ。だから経費はこれだけかかっているけれども、これだけリサイクルで私どももお金を得ていますと、というような広報をきちんと出すべきだ。でないと、やはりごみが増えつつあるんしべ、減少がひとつ落ち着いて、まだ増えてくる状況にあるわけしよ。

やっぱり大仙市ではリサイクルこれだけやっています、これだけお金にしていますというようにきちんとならなくていかないと、なかなか市民の感覚では、やはりどういう形で使われているのかというものが明らかにできないという感じを受けますので、そこら辺はやっぱり4月以降、やっぱり資源の再活用で、市民の方々からこれだけお金を頂いて、こういうものを会計の中に入れていきますと、それからクリーンセンターの方に使っていますというようなことをアピールする必要は絶対に必要だ。

まず、見解を求めます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 資源物売り払い収入について、広報すべきであると、私どもの方では、ごみ収集にかかる経費については、圧倒的に多ございまして、それを補う形で使わせていただいておりますという、そういうことも含めながら4月以降、広報等に掲載して参りたいというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つ。3-18。12事業について2,785万円予算措置しているんだけど、これは最終処分場については、これからずっと額が増えてくる可能性が確実な訳です。これは市としてやっぱり相当これは、（聞き取り不可能）していかないと大変な事業だと思うんです。やはりこれ、ちょっと10年先までというようなことはできないけれども、どの程度の見通しを付けて最終処分場の扱いについているのか、課長よりも部長の方が良いのか、そこら辺をちょっと腹がため、ちょっとお聞きします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（山谷勝志） その件につきまして、以前にも話しがなまして、上の方とも協議をしております。直ぐに処分場を埋め立てしたり、処理するという事はちょっと現段階では厳しいと。なぜかというとはやはり水質の問題、地下水の問題、そういうものもございまして、処理法的にも、10年単位での、このあと調査をしながら、国の方での処分場の処理体制、或いは支援が出れば対応しますけれども、現段階では10年以内というのはちょっと難しいという状況で考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 部長これは私の持論なのもしよ、いずれこれは基金とか積み重ねば、これは将来、一般会計からの持ち出しでは出来ねど。ある程度、基金を何億か積んでお

いて、その中のやっぱり維持管理をしていかないと、将来、これ必ず、お荷物になるから、基金管理ということもひとつ考えてみたら何ただしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（山谷勝志） 大きいところは特に大曲と中仙という部分が大きいわけですが、他の方もこのあといろいろ出てくると思います。年々増えるだろうと、今回も大曲の処分場も老朽化等も来ておりますので、いずれ、かなりの額が、ということになるかと思えます。今、委員のご指摘のありましたことを念頭にしながら、基金の積み立て等を考えて参りたいと思えます。

○委員（本間輝男） まず取りあえず終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろな関連事業等でお聞きしたいと思えます。

ひとつは環境基本計画の見直しとの関連でお伺いいたします。

この環境基本計画に含まれるその廃棄物の減量の問題等があるわけでございますけれども、そういうことで、廃棄物、本間さんもおっしゃいましたけれども、少し増加に転じているという現状があつて、私は生ごみの収集と再資源化というふうなことをかねてから言ってきているわけですが、今年、作成しようとする環境基本計画に当たっては、その点はどのように検討するつもりなのかということを一、お伺いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ただ今の生ごみに関してでございますけれども、9月時に行った展開調査、サンプリング調査では、43%ほど占めておったところであります。これについてリサイクルするような何か事業やら何やらということでございますけれども、現在のところ排出者にそれをお願いするということで考えておまして、例えば水切りして、農家であるとするれば堆肥所を設けて、そこにできるだけ分別するように、そして、リサイクルできるような形でというお願いをしていくということで考えてございます。現在のところそれ以上の踏み込みは無い状況でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（山谷勝志） 今の質問の件はバイオマス関連のお話かと思えますけれども、前にもご回答させていただいておりますけれども、市でもバイオマスタウン構想を策定しまして、民間の事業者の方で当初話しがあったわけなんですけれども、それが立ち消

えになったという経緯がございます。なぜかという部分も前にお話ししましたけれども、やはり収集、運搬、距離の問題それから技術的な問題というふうなことがございまして、そのあと民間の方からお話が来ていないという部分がございます。いずれ民間の方々からお話がくれば積極的に協力していく、支援していくという方向で計画を作られておりますので、今のところそういう予定のままでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） こういう農家自体で良質の肥料を作るというふうなことでは、私がかつて大木町というところで視察した時には、その町の周辺には海産のやっぱり事業所がたくさんありまして、そういった所から運ばれる貝殻等、また魚等の、そうしたもので、良質の肥料が作れるという、確かにそういう条件はありましたけれども、いずれ液肥の7億円ほどの経費で施設を作ってやっていると、そしてしっかりと運搬作業員もいて、毎日やっているというようなことで、7億円ぐらいの経費で中心市街地を中心として、その残飯を集めて肥料に変えていくというふうな、そうした施設ができるのであれば大変良いと思うわけでありまして。そして確かに今、おっしゃったこの大曲の場合には、畜産業者も若干ありますし、そうした海産業者とか、そういったところの協力を得て、そうしたものもこう集めてやれば決して、野菜、米中心の大仙市での肥料というふうなものを作ることは不可能では無いのでは。何分にも半分近くをこの水で占める生ごみが何とか対処しなければ、この問題、そしてまた、焼却施設の延命化のためにも、対策を取らなければならない問題ではないかと私は思うわけですね。そして課長さんがおっしゃいましたけれども、各民家に、農家などでは、それぞれ生ごみを自分で処理できるようにして欲しいということで、コンポストをはじめ、或いは電気、そういったものを補助してやったりした経緯はあるんですけれども、今、農家でもネズミが来たり、残飯がなかなかやっぱりこう畑だとか、そういったところにも持ち込めない、そういう状況もあるんですよね。そういうふうなことで、農家だから土地があるからと言っても、自分でそうした残飯もそう簡単に捨てられるような環境でも無くなってきておりますので、良好な環境づくりのためにも、そうした生ごみ処理施設というふうなものをやっぱり新たに環境基本計画の見直しと、そういうふうな期に具体的にそういうふうなものを検討されてはいかがかなというふうに思っているんですけれども、何か依然としてずっとここ十数年、同じようなことを喋っているんですけれども、なかなか変わらないというのはなぜかなと、いろいろアベノミクスの経済対策だとか、そういったことでも環境、そ

ういったところに特化したこの施設整備に対するいろんな補助事業が加わりましたね。そういったことも良いタイミングとしては、そういったものも、そういった方面で利用するというのであれば大いに意義あるものではないかなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（山谷勝志） 佐藤委員から以前からお話を出されておりますし、実際の話、40数%生ごみということがありますけれども、核家族化それから高齢化の中でさらに分別ということが増えるということと、置き場所の問題ということもあるかと思えます。今回の見直しにあたっては、やはりまず啓発を今の段階の分別をきちんとやってというふうな取り組みにしたいところを重点に考えてございます。確かに大きい部分でございまして、関係部所或いは関係団体等との話しを聞きながら、ちょっとその辺についてもこのあと少し勉強して行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） それについては、今後も引き続き申しあげて行きたいと思っております。それから、いろいろところごみの減量化対策費も増えてきておりますし、また、ごみは一方で増加に転じている、というふうなこともあるわけですが、この予算書の環境事業組合への負担金がありますけれども、ここは前年よりも2,200万円ほど、減じた予算措置になってるわけですが、焼却場に対する大仙市の負担金がこれだけ減っているというのは、それなりの何か効果があったからと思っておりますけれども、要因がどういったことだったのか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） この件につきましては、大仙美郷事業組合の方で、昨年11月28日でございますけれども、業務を10年間事業者へ委託すると、こういう仕組みが出来たことに伴うというふうに考えてございます。新しく出来ました会社につきましては、大仙美郷エコクリーンという会社でございます。ここにつきましては、昨年、11月28日以前に厳しい審査会が用意されたところでございまして、それを経て選ばれた会社というふうに伺ってございます。その中身につきましては、協和エクシオという会社とそれから岩手県にございます佐藤畜野という会社と一緒に作った会社でございます。この業者に委託することによりまして、例えば修繕費については、

単年度でその修繕ごとに事業者が発注しておりましたものを、その委託した事業者がそのノウハウを持っておるという関係から運営費も修繕費も含めた形で圧縮できるという  
そういうことでございます。その関係から運営費が圧縮されたと理解してございます。  
以上です。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

もう1件良いですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 最終処分場の老朽化に伴ういろんな治療費として、維持管理費が増えた訳ですけれども、この積算にあたっては、大曲最終処分場については、9割近くが例の広域市町村圏組合清掃センターから持ち込まれて、残廃として持ち込まれているわけなんですけれども、この最終処分場のこうした修繕等についての経費は、美郷町からの負担というふうなものは、得られないものなのかどうか、結構大きいこの修繕費用になっていますので、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） この大曲最終処分場ということでございまして、19年度までここを稼働してございました。それで今は休止状態に入っておると、20年度以降につきましては、大仙美郷環境事業組合が建てた新しい最終処分場ということであり  
ます。当時の最終処分場につきましては、大曲市が建てたと、こういうことでござい  
ますので、これにつきましては大曲市の負担というか、大仙市が引き継いでいるわけ  
ですけれども、そういうことで大仙市が負担すると、こういうことでおります。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。良いです。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、環境交通安全課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、佐々木市民課長お願いします。

○市民課長（佐々木恭子） それでは市民課の事業についてご説明いたします。

予算概要の4ページをお開き願います。

2款、3項、1目、10事業、戸籍住民基本台帳事務費の予算額は、671万8千円  
となっております。

内容としましては、市民の居住関係や身分関係を公証するために、住民基本台帳事務、戸籍事務などを適正に迅速に処理するための事務的経費で、今年度からは今まで情報システム課で予算計上しておりました証明書用改ざん防止用紙の印刷代を市民課に計上しましたので、前年度と比較して131万3千円の増額となっております。

財源としましては、国・県支出金として、人口動態調査事務委託金8万2千円、電子署名認証業務関係移譲事務交付金4万8千円、中長期在留者住居地届出等事務委託金18万円となっており、その他として、戸籍手数料640万8千円を見込んでおります。

次に12事業、戸籍電算システム管理運営経費の予算額は、18万6千円となっております。戸籍電算システムによる戸籍データの管理及び戸籍の記載、戸籍謄抄本の発行処理など、戸籍事務を正確かつ迅速に処理するための事務経費で、財源としましては、戸籍手数料18万6千円を見込んでおります。

次に13事業、旅券発給事務費の予算額は、25万6千円となっております。内容としましては、旅券事務にかかる消耗品費と交付用端末保守料が主な経費となっております。財源としましては、市町村権限移譲推進交付金25万6千円を見込んでおります。

次に、50事業、戸籍住民基本台帳費負担金は、県内25市町村で構成する秋田県戸籍住民基本台帳事務協議会への負担金であり、前年度と同額の2万6千円となっております。

次に3款、1項、1目、18事業、人権啓発活動費の予算額は、122万6千円となっております。この事業は、平成19年度から実施しております「人権の花運動」に要する経費で、平成25年度も引き続き市内の全小学校21校で実施していただくもので、財源としましては、人権の花運動に対する「人権啓発活動費委託金」として、県から交付される118万5千円を見込んでおります。

最後に50事業、社会福祉総務費負担金のうち、市民課所管に係る負担金は、大曲人権擁護委員協議会への負担金として29万2千円であります。こちらは前年度と同額となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

はい、鎌田委員。

- 委員（鎌田正） 課長、ひとつだけ。戸籍住民基本台帳であまり難しい話しではないけれども、人口から行くと中仙の人口、西仙よりよげなんだのも、これはなんで西仙がよげなんだ。ここ、一番最初。戸籍基本台帳事務費。これ大した大きな金額でねえども、人口からいけばよ、中仙の方が人口住民多いはずだけれども、中仙より西仙なしてこれ、5～6千人違うか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、市民課長。
- 市民課長（佐々木恭子） コピー機のパフォーマンス料が、中仙24万2千円となっております。その分がちょっと若干多くなっております。
- 委員（鎌田正） コピー機の関係でか。
- 市民課長（佐々木恭子） 西仙は人口が不足だからよ、中仙より、それで、良い、わかった。わかった。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、ほかにございませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 市民課のサービスの時間延長のことについてちょっと尋ねたいんですけれども、あの、いろいろ時間外、早朝来客者というふうなものが、この1年間でどれくらいいるのかと、いうふうなこと。また職員の待機に対して、きっちりと残業等の手当が、ついているものなのか、どうかということ、それから各旧町村においての時間延長の要望等があるのか、無いのか、そしてそれに対しての現状、対応をどのように考えているのか、その3つについて、もし教えて頂ければ。部長でも、課長さんでも。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、市民課長。
- 市民課長（佐々木恭子） 24年度の今の2月末までの窓口利用者の状況ですけれども、利用者数が1,547人、件数として2,180件となっております。手数料としては68万5,100円の収入となっております。職員の職務体系でありますけれども、7時までの時間延長になっておりますが、それぞれ2人ずつの交代制となっております、これの勤務につきましては時間外は支給されておらず、それで振替ということで、時間振替となっております。以前ですと3時半から早期に帰るということでしたけれども、今はそこら辺、利用に幅を持たせて、いつでも職員が代休を取りたいときに取れるような状況の勤務態勢になっております。それから窓口延長、支所の方なんですけれども、殆どの方が大曲地域内に勤務されている方が、帰りにこちらの方に取りにくる方が多いので、支所の方で窓口延長をして欲しいというような要望は現在、出ておりません



ので、こちらの方としても今の段階ではまだ、支所の分については考えておりません。  
以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの市民サービスへの体制としてしっかりと、まず時間延長を行った訳ですので、これに対応する職員のやっぱり勤務条件は、きちんと、代休、振替というふうなことにしているようではありますけれども、確実にそれが取れているものなのか、どうかというあたりのところ、いずれ多少、柔軟に、本人の希望時間の申請で持って取るというような答弁でしたけれども、そこら辺が確実に取れているのか、どうかというのは如何なものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民課長。

○市民課長（佐々木恭子） 今のところですね、職員皆さんにもできるだけ代休、振替取るようにと、お話をしておりますので、P T Aとか子どもさんがいる場合はP T Aとか、あとそれ以外の方は、家族との交流みたいな感じで、結構皆さん、柔軟にとっておりますので、はい。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、市民課に関する質疑を終結いたします。

会議の途中ですけれども、午後 1 時まで休憩いたします。

（午後 0 時 0 0 分 休憩）

---

（午後 0 時 5 9 分 再開）

○委員長（渡邊秀俊） それでは引き続き会議を再開いたします。

議案第 5 2 号、平成 2 5 年度大仙市一般会計予算を引き続き議題といたします。

小野地市民部次長兼国保年金課長、説明をお願いいたします。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは、議案第 5 2 号、平成 2 5 年度大仙市一般会計予算のうち、国保年金課所管分についてご説明いたします。

予算概要の 6 ページをお開き願いたいと思います。

はじめに、上段、3 款 1 項 1 目 9 0 事業、国民健康保険事業特別会計繰出金 6 9 , 0 6 8 万 3 千円につきましては、職員人件費等事務費のほか、法定基準に基づく保険基盤

安定、出産育児一時金、財政安定化支援分とあわせまして5億4,068万3千円と安定化計画に添います一般会計支援分として1億5千万円が国保特別会計への繰出金でございます。

次に同8目10事業、医療給付費事務費、448万9千円につきましては、福祉医療に関する福祉医療費のシステム保守点検委託料のほか、郵便料等一般事務費でございます。

同じく11事業、審査支払手数料の1,544万9千円につきましては、福祉医療のレセプト審査支払手数料でございます。

同じく80事業の医療給付扶助費につきましては、事業説明書の3-7ページをお開き頂きたいと思っております。事業名、医療給付扶助費で6億9,630万4千円で、県制度の福祉医療及び中学生の入院まで市単独で拡大した扶助費でございます。24年度実績見込みを勘案いたしまして、乳幼児・小学校、ひとり親家庭の児童医療、心身障がい、中学生の入院などで14,575人と見込み、今回予算計上してございます。

続いて当初予算概要に戻って頂いて、3款4項1目10事業、国民年金費事務費の58万3千円につきましては、国民年金事務のための消耗品、それから郵便料などの一般事務費でございます。次の、4款、衛生費、1項6目93事業、旧老人保健費14万3千円は、老人保健法廃止に伴いまして、経過措置に係わる請求遅れ或いは過誤調整分に係る医療給付に伴う返還金が想定されますので、一般会計で処理するために予算計上したものでございます。

次の96事業、旧太田国民健康保険診療所・歯科診療所費10万円につきましては、平成24年3月診療分までの保険種別誤りや保険請求点数等の過誤調整返還金が発生した場合の返還金見込額を計上しております。

次の、14目12事業、後期高齢者保健事業費272万円は後期高齢者の保健事業として人間ドック受診者に対しまして、検診費助成を行うもので、日帰り、1泊ドック合わせ200人を見込み予算計上してございます。

次の50事業、後期高齢者医療費等負担金の9億7,458万5千円につきましては、後期高齢者医療制度に伴う秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金で、医療費分の市町村負担割合、これが12分の1でございます。その12分の1の事務費負担分を計上したものでございます。

同じく、90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金の3億1,809万2千円につきましては、職員3名分の人件費と事務費2,903万6千円のほか、広域連合で決定いたします後期高齢者医療保険料の軽減額に対する国、県、市負担の保険基盤安定繰出分として、2億8,905万6千円を計上してございます。

以上が国保年金課所管の平成25年度一般会計当初予算でございますが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 事業説明書の3-7、事業の目標、数値目標のところの文章についてお聞きいたします。

この上段の幼児、小学校、中学校、ひとり親家庭の児童医療などの福祉向上のため、ここまで良いんだな、対象者の拡大等を推進するということは、この対象者を何となく私自身、ひとり親なり、心身障がい者など、拡大するような解釈に聞こえてしかたねども、この表現が果たして良いのかどうか。例えば福祉向上のため、対象者の漏れを無くしとか、何か入れないとこれ、こういう方々の事案を推進するというのはちょっと、事業目標としてはおかしいのではないかなという感じがする。次長、何ただしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） おっしゃるとおりでありまして、いずれこの拡大という意味合いからいきますと、うちの方で考えたのは、例えば障がい者の等級をもう少し下げるとか、それから母子に関しましても今は、要するに子どもさんだけが対象になっておりますけれども、例えばそれをお母さんまで対象にすると、そういう拡大を含めてということの意味合いでの、ここに拡大という言葉を使った訳ですけれども、今おっしゃるとおりにちょっと誤解を招く点があるかと思っておりますので、そこら辺につきましては今後、検討しながらまた書き方を考えていきたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 24年実績で6億7千万円ですけれども、決算見込みはどのくらい出るんしか。見通しで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今のところ、まずこの予算の範囲内で納まるということは、思っております。ただ、いわゆる医療費3月分につきましては、翌月翌々月の精算になりますので、だいたい予算の範囲内で納まるだろうと、いうふうな想定はしております。

○委員（本間輝男） それで、この真ん中の表、対象者数というのは、幼児、小学校の医療分というのは、これは市内全部の児童数という解釈で良いのか、それともひとり親家庭というのは、実数がこれだけあるという感じなのか、障がい者の児童が4,729人、これで医療費1人あたりが3万なんぼ、9万6千人という平均値を出して数値を出したのか、ちょっとこの辺、説明願います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 乳幼児、小学校のところでは、要するに生まれる、新しくお生まれになるお子様もおりますので、そこら辺は想定した形で対象者数を記載しております。ただ、小学校に関しましては、いま学年でありますので、その児童の数は把握できておるわけですが、ただ、前にも言っておりますが所得制限がございますので、そこら辺を含めた形で、この対象者数をまとめております。それから一人親家庭につきましても、だいたい当初予算12月の段階で作りますので、その12月末現在を参考にしながら対象者数を含めておりますし、身障それから、中学生の入院に関しましても、これも所得制限が入っておりますので、だいたい来年の、25年の1年生から中学校3年生までの中で、所得制限の対象になる方を、対象者数として記載してございます。

それから1人あたりの医療費に関しましては、これも年度見込みを出しまして一人当たりだいたい、例えば乳幼児の場合いくら、それから心身障害児の方は月いくらという形で、それを想定しながら医療費を積算してございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 次長、これはあれだが、一人家庭の児童の医療1,515円というのは延べ人数だが、それとも実数が1,515人いるということだが。そんたにいたるのだが。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 1,515人おります。

○委員（本間輝男） いる。大仙市内で。障害児の医療に関してもそれなりにいる。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） はい、これは、障がい者と児ですので、すべての障がい者という意味です。

ここの欄はあくまでも子どもだけではなく、障がい児者ですので、大人も入ってございます。

○委員長（渡邊秀俊） 関連して、所得制限はなんぼになったんだ。所得制限の額。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 扶養の人数によって違うんですけども、父母それぞれの所得が0の場合460万円所得で、これを拡大して市では父母のそれぞれ足したもので行って、622万円という所得制限を今回、今年の10月からこれを適用して、これを拡大しているということであります。

○委員長（渡邊秀俊） 460万円を622万円、ずいぶん半端つくねが。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つ、くどいようだども、中学生の医療、1人あたり825円という解釈はなんとすれば良い。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） いずれ、人数は少ないです。ですのでそれを千何百人で割り返しすると、という意味合いですので。実績が少ないですので、今実際24年度で行きますと、25年度当初予算で140万円見ておりますけれども、今、実際は70万円くらいです。実際の医療費が。この入院に払ったお金が。ですので、それを1,696人で割り返しすると一人あたりが825円という、その計算方式をとっております。

○委員（本間輝男） いだとすれば、ここをもう少し説明していただければありがたいです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これは県の医療費の補助分の入ったのすべてのあれですけども、いずれ市で単独にやっている、その中学生の入院に留まっているわけですけども、入院は非常に少ないというふうなことは、はっきりしているわけですけども、何とかこの中学生のこの外来も、この無料の対象として拡大できないものかどうかということが1点、あとは委員長もおっしゃいましたけれども、所得制限の制限対象になる方は非常に少ないと、何パーセントに過ぎない状態だというふうに聞いておりますので、どうかその辺、この所得制限は、あと撤廃しても良いんじゃないかと、いうふうに感じますので、是非、いかがなものかと。

○委員長（渡邊秀俊） は、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今、中学校の外来の部分とそれから、所得制限を撤廃して頂きたいというようなご要望のようでございます。これにつきましては、昨年来、これは市の方で、県の方でいわゆる小学校の方まで拡大して頂きましたので、その時点で内部検討を進めながら、じゃどうするのかということで、いろいろ検討した訳ですけれども、佐藤議員に際しましては一般質問等でもこのような質問を受けたということでありましたが、いずれ今、中学校の外来の部分については、これはちょっと今回は見合わせていただきたいということと、それから所得制限についてもある程度、所得のある方については、自己負担でというようなことでの、制度の線引き、ライン引きをしながら進めて行きたいと、ただ、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる子育て支援そのものについては、市といたしましては、この福祉医療だけでは無く、いろんな方面から拡大していろいろな事業をやっておりますので、そういった一環として（聞き取り不可能）もあることから、そのような判断の中で、こういう今回、そういう制度の線引きをしながら実施をしているということでもありますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 課長さんが議会の答弁書を作っていただいているように今、ちょっと議会での質問をしての答弁を思い出しまして、そのように思いました。えーとですね、中学校の入院というふうなことだけでなく、外来というふうなものは、その中学生は確かに風邪とか何とかも結構いるかと思えますけれども、かなり通院や経費がかかるというふうなことは結構、この学校での怪我とか、部活動での怪我とかと言いますと、いろいろ保険対応でなっているわけですので、純然たる病気で、外来通院というのは、この小学校或いは乳幼児と比較して非常に少なくなると私は考えておりますので、その点で、決して中学生の外来を対象にしたところで、多額の経費を必要というふうには私は思いませんので、是非その辺、いろいろ、怪我等は学校保険対応というふうなのが一番考えられますので、その辺を是非お願いしたいなど、再度、申し上げておきます。終わります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それは市として、今の政策としてお話ししましたけれども、いずれ今回も県の方の子育て支援の一環ということで、全県でまず、子

育て支援をしていくということで、今まで大仙市で単独で行っていた小学校の医療費の扶助に対しての県もそこまでは対応したと、で今回それを検討する段階で、中学生もというようなお話も各市町村から要望として上がっておりました。ただ、それに対して県の方では、今回は小学校までということでの対応ということで、まあそこら辺でしたけれども、いずれ今後につきましても県の方にできれば全ての全県子育て支援そのものは秋田県の問題ということでもございますので、県の問題として捉えて頂いて、こちらからも是非、中学校の外来も、入院は大仙市の場合、単独で行っておりますが、外来、入院も含めて中学生までの子育て支援ということで、補助事業として対応して頂きたいということで要望して参りたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、国保年金課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、西村消費生活相談室長。

○消費生活相談室長（西村とも子） 議案第52号、平成25年度大仙市一般会計予算のうち、消費生活相談室所管に係る歳出の内容について、ご説明いたします。

予算概要の5ページ、主な事業の説明書は、3-25ページをお開き願います。

7款1項5目12事業の消費生活相談対策事業費515万2千円の事業の目的につきましては、日々高度化、巧妙化する消費者問題に対応するために、市民が相談しやすい相談窓口の機能強化と被害の未然防止や相談者への迅速な対応を行うため、消費生活相談員の継続雇用、処遇改善、相談対応のための能力向上、さらには消費生活推進員の研修や出前講座を通して協働で市民への消費者意識の向上と情報提供、啓発活動等を行うことを目的とするものであります。

次に3の事業の概要についてですが、消費生活相談に対応する相談員2名の継続雇用の賃金、及び社会保険料等の共済費などの人件費として377万1千円、相談員の解決能力の向上を図るための国民生活センター等が実施する研修参加旅費として51万6千円、地域の被害情報の収集、市民への情報提供などを行い、行政とのパイプ役となって活動いただいている消費生活推進員の報酬22万円、5月の消費者月間に開催されます講演会と街頭PR、並びに出前講座などの啓発活動に係る消耗品費10万円などの経費

でございます。前年度と比較して変わった点につきましては、消費生活相談員の身分を臨時職員から嘱託職員に処遇改善を図ったところであります。その理由としましては、消費者問題に迅速に対応し解決に導くためには、関係する法律や制度、適切な助言、業者との斡旋交渉などの専門的知識と経験が求められることから、平成25年度より嘱託職員として処遇の改善を図り継続雇用するものであります。

また、「住民生活に光をそそぐ交付金」と、地方消費者行政活性化基金として県に造成されております「秋田県消費生活相談臨時対策基金」の両交付金が今年度で終了することになっておりましたが、「地方消費者行政活性化基金」につきましては、平成25年度までの延期が決定されたところでありますが、衆議員選挙等の影響等によりまして、補助金の当初予算への計上が見送られたため、来年度6月補正での財源振替を予定してございます。4のこれまでの成果と今後の方向性につきましては、日々高度化、巧妙化する相談内容に迅速に対応し解決に導くためには、消費生活相談員の継続雇用と積極的な研修への参加が有効であり、また、講演会や出前講座などを活用した消費者教育、啓発活動など消費生活推進員との協働により積極的に事業を行うことで、消費生活相談室の周知と被害の早期発見、早期解決を推進することが有効と考えております。

財源内訳としましては、消費生活相談員の人件費377万1千円は、当初予算においては、地域雇用基金繰入金を見込んでおります。

続きまして、予算概要5ページのNo.2の7款1項5目50事業の消費生活対策費負担金1万6千円は、秋田県都市消費者行政協議会負担金、5千円と東北都市消費者行政協議会負担金1万1千円で、秋田県内、並びに東北各市が消費者行政の諸問題について情報交換と研修を行うもので、研修会等に参加することにより担当者の資質の向上と消費者施策の推進が図られるものであります。

以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 生活相談員の方々は研修もされて来ているので、継続的な雇用でもって対応に豊富な経験を生かしていることが大事だと思いますけれども、その生活相談員2名の方々は、嘱託職員として、今後この方々が何年くらいにわたって雇用を続けられる状況になっているのでしょうか。



○委員長（渡邊秀俊） はい、西村室長。

○消費生活相談室長（西村とも子） ただ今の質問にお答えいたします。相談員の雇用につきましては、国の方でも専門的な知識だとか、経験ということで、相談業務が停滞しないようにということで、（聞き取り不可能） そういうことでのいろんな通知が入っております。相談員につきましてはやはり継続的な雇用を考えながら、相談業務に停滞しないような形での継続的な雇用という形で考えているところでありますので。

○委員（佐藤文子） はい。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ消費生活相談室に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成25年度大仙市一般会計予算」のうち、市民部に関する質疑を終了いたします。なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にまいります。

---

○委員長（渡邊秀俊） 続きまして、議案第53号、「平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは続いて議案第53号、平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。事業説明書は3-26、3-27となっております。予算内容につきましては、予算概要の7ページでご説明させていただきたいと思っております。

平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,914万3千円とするものでございます。

まず国民健康保険事業特別会計の当初予算編成につきましては、国民健康保険事業運営安定化計画に基づき、国民健康保険税については、平成25年度は税率の見直し年度としてございましたが、現下の経済情勢を鑑み、税率を据え置くこととし、国保財政の支援として、一般会計からの基準外の繰入金を1億5千万円として予算計上しております。

始めに、歳入でございますが、1款、国民健康保険税につきましては、現行税率として、被保険者数については、24年度実績から一般被保険者22,002人、退職被保

険者2, 511人と見込み推計し、一般被保険者国民健康保険税に18億7, 216万2千円、退職被保険者等国民健康保険税に2億409万8千円を計上してございます。

続いて2款の使用料及び手数料につきましては、国保税の督促手数料でございますが、24年度実績見込みにより143万5千円を計上しております。

3款の国庫支出金23億3, 721万3千円につきましては、次の療養給付費等負担金は、国の交付基準に基づきまして、歳出の医療費、介護納付金、後期高齢者支援金等の約32%ということで、15億5, 599万4千円を計上しております。高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出の高額医療費拠出金の4分の1が国の負担金として交付されるもので、6, 814万7千円を計上しております。特定健康診査等負担金につきましては、20年度から医療保険者に義務付けられました40歳から74歳までの歳出特定健診の費用に対しまして、基準額の3分の1が国から交付されるものであり、1, 071万6千円を計上しております。それから財政調整交付金につきましては、ルール分によりまして一般被保険者の療養給付費等に対する約9%で、普通調整交付金と経営姿勢評価等による特別調整交付金で、これも24年度実績見込みを勘案しまして、普通調整交付金を6億3, 865万6千円、特別調整交付金を6, 370万円ということで計上しております。

続いて4款の療養給付費交付金8億9, 357万円につきましては、退職被保険者の医療費に対して、支払基金から退職被保険者分の税を控除した残りの全額が交付されるものであります。

続いて5款の前期高齢者交付金20億3, 287万7千円につきましては、これも支払基金から交付されるものですが、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に関して、国保と被用者保険との間の、高齢者の加入割合等によりまして、医療費負担の不均衡を調整されるもので、これも24年度の実績を見込み勘案し計上しております。

続いて6款の県支出金5億5, 775万4千円で、福祉医療基盤強化県補助金につきましては、県の福祉医療実施に係わる国保会計への影響緩和のため、交付されるもので、2, 257万4千円の計上であります。それから高額医療費共同事業県負担金は、歳出高額医療費拠出金の4分の1、これも国同様に県より交付されるもので、6, 814万7千円を計上いたしております。それから特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同様に特定健診費用に対しまして、県から3分の1が交付されるもので、1, 071万6千円を計上いたしております。それから都道府県財政調整交付金につきまし

ては、一般被保険者の療養給付費等の9%、これがルール分として県から交付されるもので、これも24年度実績見込みを勘案し、4億5,631万7千円を計上しております。

7款の共同事業交付金、これが13億1,320万8千円で、高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超える高額療養費に対して、国保連合会より交付されるもので、24年度実績見込みにより2億5,394万7千円を計上し、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、30万円を超える高額医療費に対して、国保連合会より交付されるもので、これも24年度実績見込みを勘案しまして10億5,926万1千円を計上いたしております。

続いて8款、財産収入につきましては、財政調整基金の預金利子として存置項目の千円でございます。

次の、9款繰入金であります。財政調整基金繰入金は、保険給付費の伸びに対応するための繰入金ということで、2億円を計上しております。一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金として3億3,935万5千円、職員給与費等一般管理費として1億304万1千円、出産育児一時金として1,960万円、財政安定化支援として7,868万7千円の繰入金までが、ルール分の繰り入れということでございますが、それらの財源といたしまして、保険基盤安定繰入金の4分の3、これは国・県から負担金として交付され、その他は普通交付税の算入となっております。また、その他繰入金の1億5千万円につきましては、基準外ということで、25年度も一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。

それから10款、繰越金につきましては、24年度の決算見込みからの財源といたしまして5,830万8千円を当初予算計上しております。

11款、諸収入783万4千円につきましては、保険税の延滞金、また、交通事故等加害者による第三者納付金、資格喪失後の受診等に対する返還金等の不当利得納付金等、これも24年度実績を見込み勘案し、計上してございます。

次の8ページをお開き願いたいと思います。続いて歳出でございますが、1款総務費、職員人件費につきましては、職員8名分の人件費ということで6,473万3千円を計上しております。管理事務費につきましては、国保連合会に対する電算処理委託料の他、一般事務費・郵便料等として2,649万2千円を、それから医療費適正化特別対策事業費につきましては、レセプト点検臨時職員賃金1人分の他、これもレセプト二次点検

委託料等として524万9千円を計上いたしております。賦課徴収費につきましては、2,407万7千円で、納税通知書の印刷代、納税組合への補助金、収納率向上を図るための嘱託職員3名、臨時職員1名分の賃金等で、そのほか25年度より口座振替契約サービス端末機、これを9台の導入費用が含まれております。その所要額につきましては県調整交付金として交付されるものであります。

それから滞納処分費につきましては、消耗品・郵便料等で42万2千円を計上しております。

次の運営協議会費につきましては、国保運営協議会委員12名の報酬等で、24万1千円を計上しております。

次の2款、保険給付費につきましては、年間一人当たりの保険給付費のこれは過去4年間の伸び率を勘案いたしまして、一般被保険者では70歳未満を3.57%、それから70歳以上を0.85%の増として見込み、退職被保険者につきましては2.81%の伸びを見込んでおります。一般療養給付費に49億7,302万4千円、次の一般療養費に4,956万5千円を計上いたしております。退職療養給付費につきましては、60歳から64歳までの退職者の医療費でございまして、6億4,239万2千円を計上しております。退職療養費には571万6千円ということで計上しております。

次に、審査支払手数料につきましては、レセプト1件当たり単価53円の実績見込みによりまして、2,376万円を計上しております。一般分の高額療養費につきましては、これも24年度の伸び率を見込み、5億7,270万5千円を計上しております。

退職の高額療養費につきましても伸び率を勘案いたしまして、9,624万2千円を計上しております。一般分の高額介護合算療養費については37万円、次の退職高額介護合算療養費については、存置項目として1千円を予算計上しております。

それから次の出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円の70件分を見込み、2,940万円を、同じく次の出産育児一時金支払事務手数料は、出産費用の直接払い制度実施により、国保連合会に業務委託手数料ということで1件210円かかりますので、その分として1万5千円を計上しております。

それから葬祭費につきましては、1件当たり5万円の180件分を見込んで、900万円を予算計上しております。それは一般被保険者移送費及び退職被保険者移送費につきましては、前年度と同額のそれぞれ10万円を計上となっております。

次の3款、前期高齢者支援金につきましては、医療保険者が後期高齢者医療制度に支援する4割に相当する分でございます。12億6,530万3千円を、それから後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への事務費拠出金でございます。実績見込みにより9万5千円を計上しております。

次の4款、前期高齢者納付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に関する財政調整を図る制度でございます。58万9千円を計上しております。前期高齢者関係事務費拠出金には、9万3千円の計上となっております。

次の5款、老人保健医療費拠出金につきましては存置項目として1千円。また老人保健事務費拠出金については、精算事務の関係で事務拠出金として6万8千円を計上しております。

次の6款、介護納付金につきましては、24年度実績見込みにより6億3,782万4千円を計上しております。

7款、共同事業拠出金のうち、高額共同事業拠出金には、80万円を超える高額療養費に対し、県内の市町村が共同事業を行うもので、国保連合会の積算によりまして、2億7,258万9千円を計上しております。

次の共同事業拠出金1万円は、年金受給権者一覧表の作成経費負担金で、退職者医療該当者把握のためのリスト作成委託料であります。

それから保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、30万円を超える高額医療費に対しての共同事業でございますが、前々年とその前2年の3年間の実績から、国保連合会の方で負担額を積算するもので、11億7,691万3千円を計上しております。

高額医療費共同事業事務費拠出金が62万4千円と次の保険財政共同安定化事業事務費拠出金20万6千円につきましては、連合会への共同事業事務費の拠出金でございます。

次の8款、保健事業費につきましては、医療保険者に義務化されております。特定健診事業を中心とした予算編成でございます。特定健康診査等事業費には、24年度実績等を勘案しまして、5,735万8千円を計上しております。保健事業費は、人間ドック受診助成として930人分、それから禁煙治療助成として50人分などのほか、医療費通知及びジェネリック差額通知の作成委託料等の経費として、2,307万円を予算計上しております。

次に9款、公債費は一時借入金利息分で、実績見込みにより199万4千円を計上いたしております。

それから10款、諸支出金につきましては、税過年度還付金として、国保税の還付金の一般と退職被保険者分をあわせまして、685万円を計上いたしております。返戻金は存置項目ということで1千円の計上となっております。

それから11款、財政調整基金積立金につきましては、歳入でも説明いたしましたが、一般会計からの支援分の繰入金と基金の利息合わせまして1億5千万1千円を財政調整基金に積立するものでございます。

それから10款、予備費につきましては、緊急な医療費の増等や国等に対する返還金に備えるための必要額として5,200万円の予算計上をお願いするものでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと参考の為にお聞きいたします。あの、24年度で国保会計の誤りが税務課で発生した、徴収に関して。それに関してあんだほうの課と税務課とのあんだ方は賦課する方で、こっちは貰う方だども、そこの連携というのは、どういうふうな形でやっているんしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） あの、賦課もですね、税務課の方ですので、直接、うちの方は財源としての交付税ということで、税務課で賦課して頂いて、徴収するということですが、その財源を国保年金課でまずそれを財源とするということだけでありまして、いずれこの間の税の方のミスと言いますか、通知のミスにしましては、翌日にですね、こういう事例があったということで、報告は受けたということでありまして、ですから直接、国保年金課と税務課の関係とことでは、今回のそのミスの事例に関しては無かったということで判断しておりますけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 確かにあなた言うとおりのだ。そのとおりのだ。ただ、私に言わせれば、徴収業務に関して、税務がやっているんだけれども、機能的にこれを外部委託している

ごとだんしべ。あんたが答えることでは無いかも知れないけれども。だから、税務課に聞けば良いことだが。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今、本間議員が言ったのは、外部委託というのは、システムの外部委託ということですよ。いずれ税のシステム、庁内のシステムそのものは、基幹システムについては同じ業者さんで新しく始まった訳ですけども、勿論、国保年金課についても、税のシステムで、例えば収納状況だとか、そのもの全部を確認できるような状況になっておりますので、そこら辺の連携は今後、いろんな意味でその業者さんとの関係はきちんとしていかなければいけないなというふうには思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） というのは、徴収に関して1,000万円なり1,400万円なりの予算を置いて徴収業務はほとんどがシステムだと思うんだしものな。だけど、さっき言ったとおり、税務とあんだ方とやっぱり連携してチェックかけねばこういう現象が起きるのが事実ですよ。そこら辺の連携はきちんとして頂きたいということだけお願いしておきます。

それからもう一つ、今資格証明だけでやっている方々というのは、実態、どのくらいになっているんしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 私の手元の資料で持っているのが、24年の10月ですので、これは10月、10月で新しく審査委員会でその資格、それから短期の資格の審査を行いますので、24年10月の段階では資格証明の世帯が96世帯、それから短期については937世帯ということで、23年の比較から行きますと、13世帯ほど少なくなっているというような状況にはなっております。またこの資格の（聞き取り不可能） に関しましては、いずれ例えば病気してどうしても入院しなければ行けないとかですね、そういう場合は随時、解除して、資格証明書を解除して、短期にということで、そういう基準で進めておりますので、今、現在、24年10月で96世帯だったものが、今、81世帯になっているそうです。これにつきましては、先ほど言ったように特別な事情ということで、病気にかかって入院したとかですね、そういう方については資格を外しますので、そういった方とあとは納付改善というような方も中には

おられますので、そういったことで現在は81というような世帯数になっているという状況になってございます。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 資格証明書に係る（聞き取り不可能） まず毎年、同じ方がそういう状況になっているというふうなことでしょうか。傾向として。そして、この滞納処分費に盛られている中にネット公売手数料等とかありますけれども、いったいどういうものを差し押さえて売っているものなのやら、ちょっと参考までに教えて頂きたいということ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今、資格のお話が出た訳ですが、だいたいそのまま資格のままと、翌年度も資格のままという方がほぼ半数以上ということですよ。あと、ネットの公売ですけれども、今、市の方のホームページからもヤフーのネット公売を行って、税務課で差押えした物件を売っておりますけれども、見て貰えばわかるんですよけれども、テーブルとかですね、あとはその飾り物の花器だとか、壺とかですね、そういうものが多いみたいであります。あまり車も何回か出たというような記憶があるんですが、まあそんなに大きな金額になるような物品では無いようなものが結構、上がっている状況にはなっているようです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれ、この滞納処分をする対象者は、いずれ悪質なというように判断される方々なのであって、資格証明を受けられた方々のその殆どが、所得が無くて、病院にもかかる状態にもなれないというような人だけではなく、そういう方々がたくさん含まれていると、いうふうなことで、資格証明書、所得の低い方には資格証明書は、与えないというか、何とかそのセーフにして頂きたいのですが、そこら辺はきちんとなってますか。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今、言ったように、資格証明発行の条件として、いわゆる今、7割、5割の軽減があるわけですがけれども、それに係る方については資格証明を発行しておりません。ですので、市といたしましては、所得の低い方には資格証明は行かないというような判断をしながら、資格の方を認知するという形になっ



ておりますので、所得の低い方には資格証は行かないという判断で今現在、進めておるところであります。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第54号、「平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第54号、平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。事業説明書は3-28となっております。予算内容につきましては、予算概要の方の9ページでご説明させていただきます。

平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,087万3千円とするものでございます。始めに歳入でございますが、1款、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の賦課決定は保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合が行うこととありますが、保険料率については、秋田県後期高齢者医療に関する条例により、所得割については8.07%、均等割額39,710円となっております。これらの保険料率で試算された保険料についての徴収は、市が徴収するもので、広域連合から示された徴収金額に基づき予算計上してございます。

平成25年度の後期高齢者医療の被保険者数を16,660人と見込み、特別徴収保険料に3億7,849万4千円を、普通徴収保険料現年度分に1億6,221万2千円を計上し、普通徴収保険料滞納繰越分は115万5千円を計上してございます。

次の2款、証明手数料につきましては、納付証明及び督促手数料ですが、証明手数料は存置項目の千円を、同じく督促手数料には、平成24年度の実績により18万9千円を計上しております。

次の3款、一般会計繰入金3億1,809万2千円につきましては、職員人件費等事務費及び広域連合で決定される保険料の軽減額に対し、保険基盤安定繰入金として国県4分の3、市4分の1の負担を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款、繰越金については、存置項目の千円を計上しております。

次の5款、諸収入につきましては、延滞金は3万9千円、過料は1千円の存置項目、保険料還付金63万1千円については、異動等に伴う還付金の財源として国保連合会から交付されるもので、24年度実績見込みにより計上しております。また、還付加算金は存置項目の千円を、雑入には広報誌の掲載に係わる広域連合からの助成額5万7千円を計上しております。

次に下段の歳出でございますが、1款、総務費、職員人件費につきましては、職員3名分の人件費として2,047万円を計上しております。管理事務費については、一般事務費の消耗品費・郵便料等で、473万8千円を計上いたしております。徴収費につきましては、市町村事務であります保険料徴収に係る納入通知書等の印刷、郵便料などの一般管理事務費として407万6千円を、次の2款、後期高齢者医療広域連合納付金8億3,095万7千円につきましては、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の歳入同額を、広域連合へ納付するものでございます。

次の3款、諸支出金の保険料還付金につきましては、過年度分の還付金として24年度実績見込みにより63万2千円を計上しております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 被保険者が16,620人いるということですが、年金者の引き落としは何人いますか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） いずれ、特別徴収の方ということですね。

これもですね、毎月、違うものですから、おそらくこれで行きますと普通徴収と特別徴収の割合で行くと、1万人以上は特別徴収、結局、普通徴収ってじえんこの口座振替の方は普通徴収ということになりますので、いずれどっちからも選べるので、普通徴収の方が3分の1、それで特別徴収が3分の2くらいで、いわゆる年金から天引きされている方が殆どだというふうふうに思います。具体的な数字はあとで報告させて頂きたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

議案第41号及び議案第52号については、休憩後に討論及び採決をいたしますので、それに係わる職員以外の方は退席をお願いします。

午後1時54分 休憩

（総務部長及び関係課長入室）

---

午後1時58分 再開

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を再開します。

これより、議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより議案第41号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第52号「平成25年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、議案第52号、平成25年度大仙市一般会計予算案に反対討論を行います。

平成25年度予算は、政府の平成24年度補正予算に盛り込まれたアベノミクスなる経済対策による建設事業費の大幅増額による積極予算としています。地域経済を活性化させ、今日のデフレ不況の打開のためには何よりも働くものの賃金を上げ、正規職員を増やして所得を引き上げることが重要だと考えています。しかし、公務員の定数削減や給与引き下げ、加えて生活保護基準額の引き下げなど、依然として社会保障費や人件費削減が進められているのであります。投資の25年度一般会計予算でも、24年度比で21名の職員の削減が行われています。地域雇用基金条例の制定と基金活用による雇用の継続については評価するものでもありますが、継続雇用が必要で、なお専門性の高い事業については、本来正規職員を配置して行うべきだと考えます。

高齢化、一人暮らし世帯の増加、豪雪・豪雨の下で、市民の安全安心な住生活の保障とあらゆる市政情報の共有のためには、公務員の役割は非常に大きく、人数も質も向上が図られるべきであります。したがって、市職員の削減は反対という立場から本予算は認められないのであります。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 他に討論はありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 当予算に関しましては、国の閉塞的な予算の編成の中で、15ヶ月予算に匹敵する予算編成が組まれております。その中で、財政当局にあっては公債費適正計画をきちんと見守りながら、平成26年度末の公債適正化比率を18%以内に抑えるような対策及び基金30億円の目処が立つ財政を一生懸命努力されていることに敬意を表するものであります。

また、難しい市政の中で、市民目線の中で市民のために行政を掌るという姿勢の中で、平成25年度予算は概ね妥当な線で組まれていることを評価したいと思います。

ただ、支所編成の流れ、及び職員の適正化計画がかなりスピードを上げている中で、職員個々の負担は非常に重くなる事実があります。その中で、きちんとした適正計画を進められ、適切な支所・本庁体制を組まれ、市民のための市政を作り上げていただくことを願い、賛成討論といたします。

○委員長（渡邊秀俊） 他に討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 無ければ討論を集結します。これより議案第52号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（6人中5人挙手）挙手多数であります。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について、を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） その他、委員から何かございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 0 4 分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊